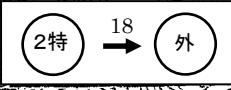
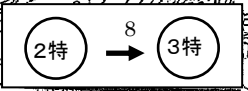
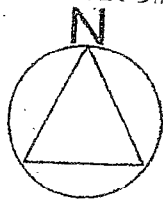


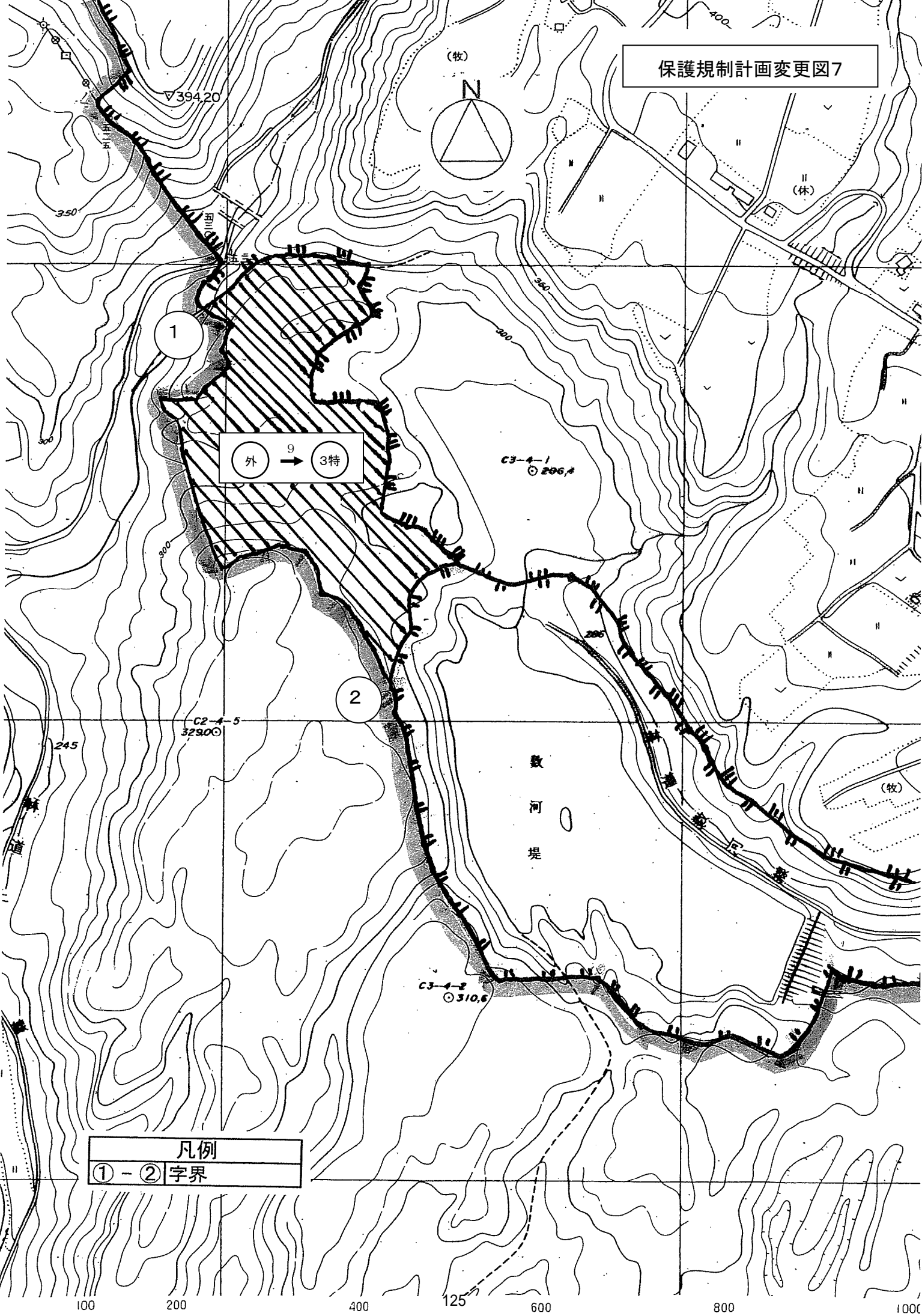
保護規制計画変更図6



凡 例	
①-②	林班(1018)界(国)
②-③	国有林界
③-④	小班界(国)

1/20000

保護規制計画変更図7

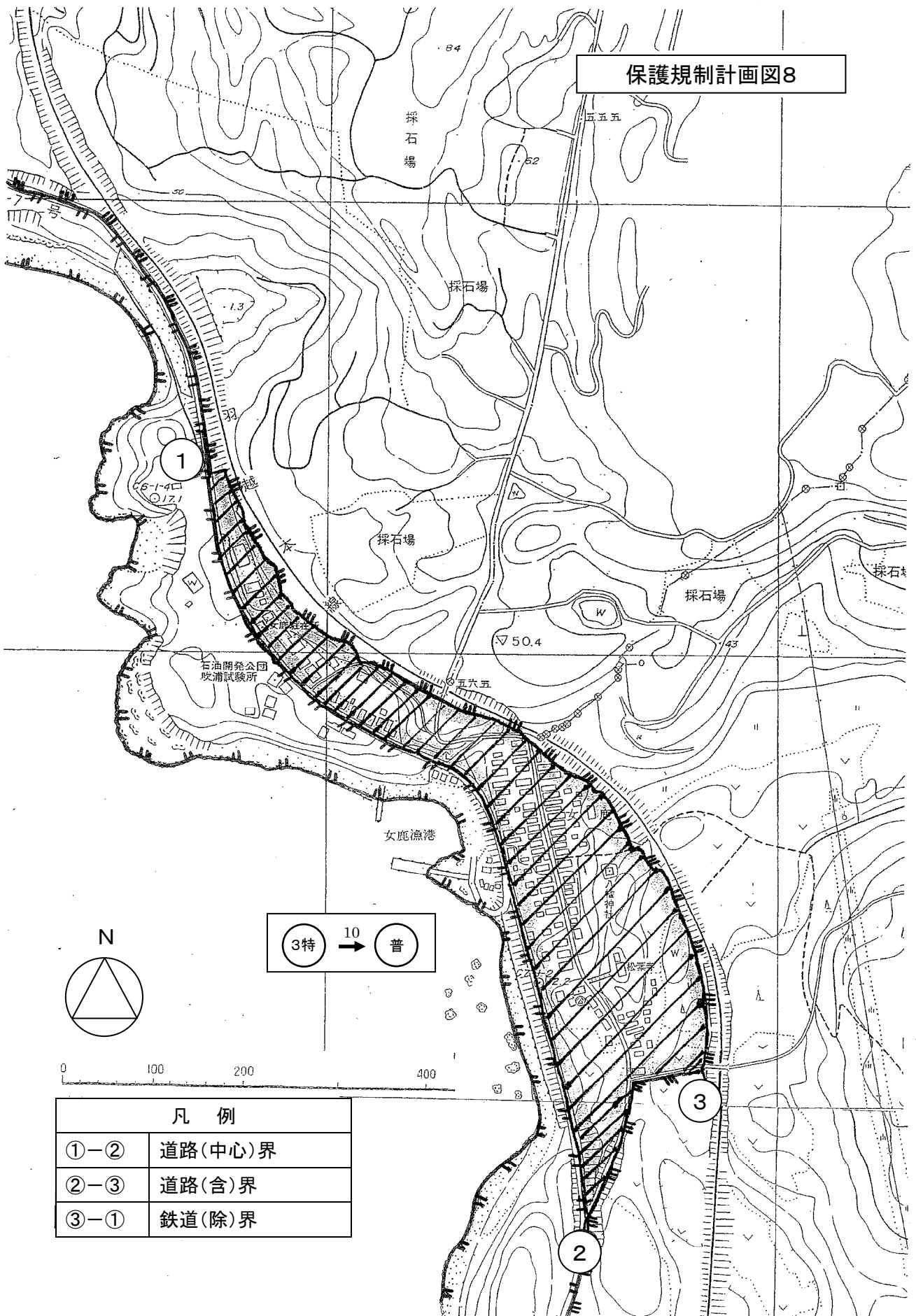


外 → 9 → 3特

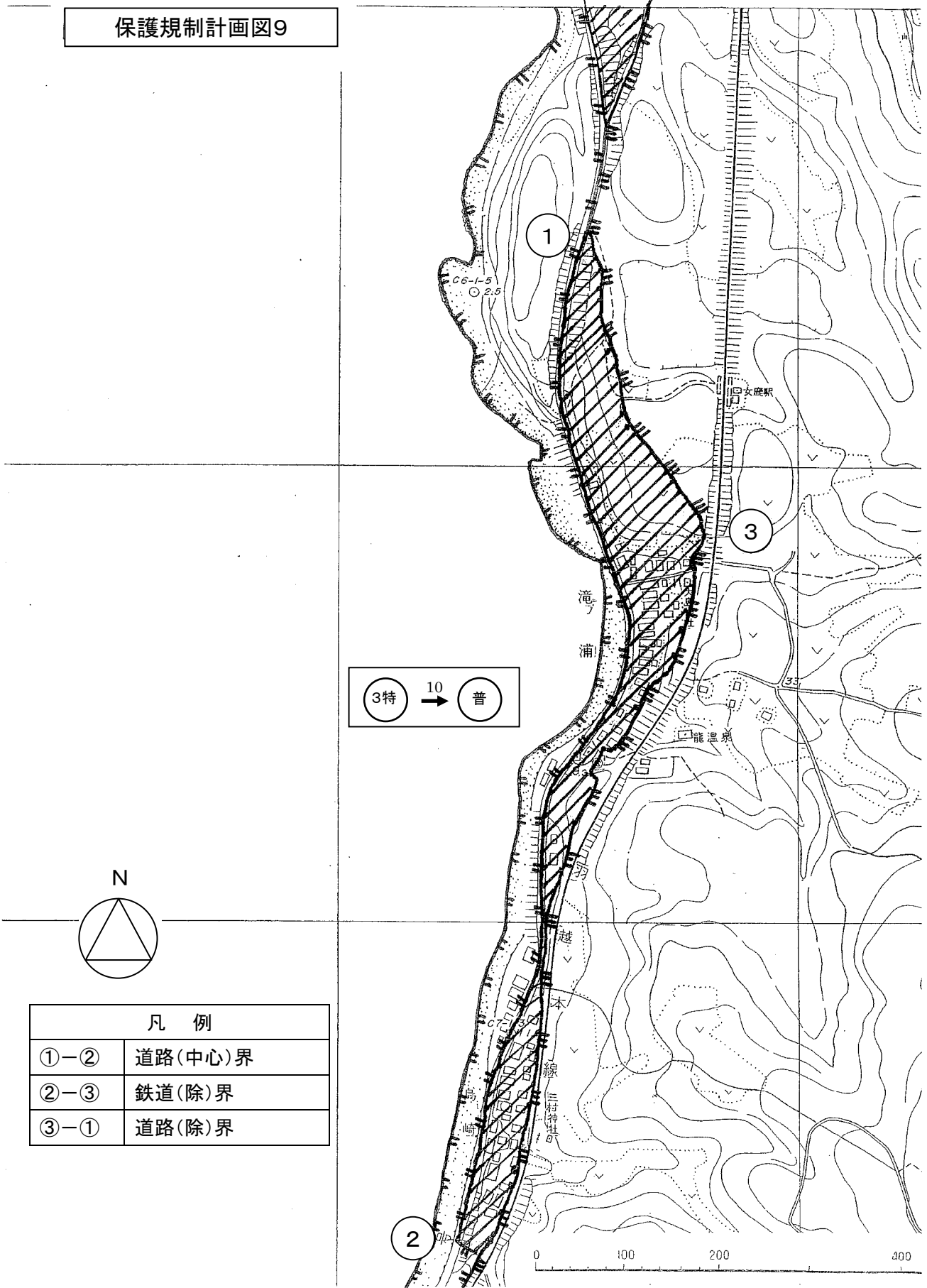
凡例
① - ② 字界

100 200 400 125 600 800 1000

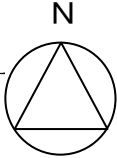
保護規制計画図8



保護規制計画図9

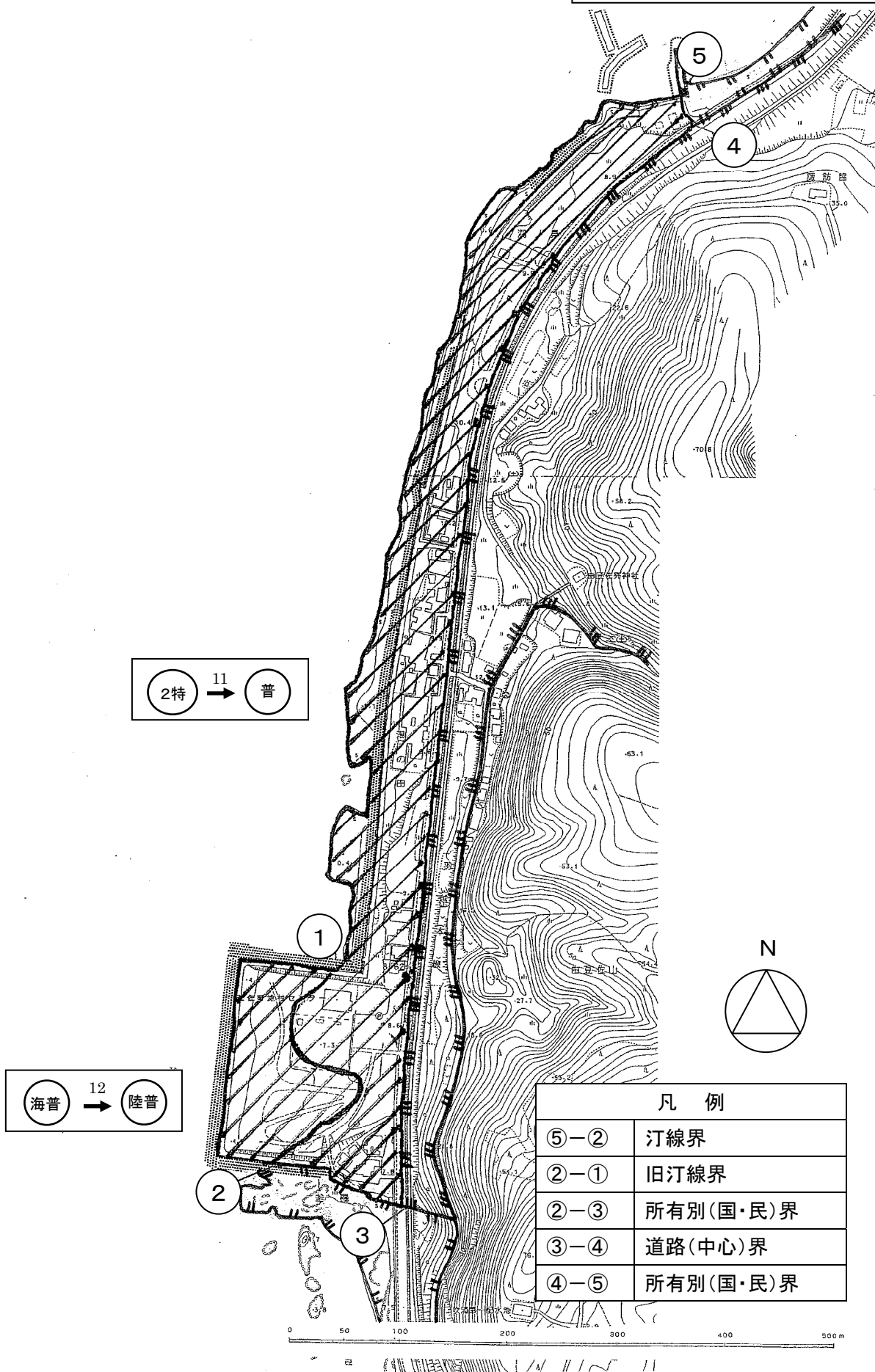


3特 10 普



凡 例	
①-②	道路(中心)界
②-③	鉄道(除)界
③-①	道路(除)界

保護規制計画変更図 10



イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

次の集団施設地区を削除する。

(表22 集団施設地区削除表)

番号	名称	位置
1	善神池	秋田県由利本荘市 (善神池)

告示年月日	理 由
昭和38. 7.12	<p>当該地域については、指定から40年以上経過するものの、池を周遊する遊歩道が整備されているのみである。今後、利用施設を総合的に整備するための地理的条件を有しておらず、公園利用上の必要性も乏しいため削除し、園地計画に振り替える。</p>

(イ) 単独施設
次の単独施設を追加する。

(表23：単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
7	園地	秋田県由利本荘市 (善神池)
31	園地	山形県酒田市 (飛島鼻戸崎)
32	運動場	山形県酒田市 (飛島中村)
33	園地	山形県酒田市 (飛島荒崎)
34	水泳場	山形県酒田市 (飛島小松浜)
39	避難小屋	山形県酒田市 (荒木沢)
40	宿舎	山形県酒田市 (大台野)
41	乗馬施設	山形県酒田市 (大台野)
43	植物園	山形県酒田市 (数河ノ池)
45	広場	山形県飽海郡遊佐町 (大平)
51	園地	山形県飽海郡遊佐町 (御浜)
56	園地	山形県飽海郡遊佐町 (小野曾)
57	宿舎	山形県飽海郡遊佐町 (小野曾)
58	園地	山形県飽海郡遊佐町 (下屋敷)
59	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町 (万助平)
64	野営場	山形県飽海郡遊佐町 (湯の田)
66	園地	山形県飽海郡遊佐町 (十六羅漢)
68	園地	山形県飽海郡遊佐町 (牛渡川)
71	野営場	山形県飽海郡遊佐町 (二ノ滝)
73	園地	山形県飽海郡遊佐町 (三の俣)
76	駐車場	山形県飽海郡遊佐町 (三の俣)

整備方針	旧計画との関係
善神池地区の自然探勝のための園地として整備する。	新規
周囲にタブの巨木やムベ自生地があり、飛島の植生観察等の利用拠点となる園地として整備する。	新規
旧飛島小中学校グラウンドを活用した運動及びレクリエーション施設として整備する。	新規
飛島西側の海岸部における散策・自然観察等の利用拠点となる園地として整備する。	新規
飛島地区における海水浴利用のための水泳場として整備する。	新規
鶴間池探勝及び冬山登山利用者のための避難小屋として整備する。	新規
大台野地区における体験型利用の拠点となる宿舎として整備する。	新規
大台野地区における乗馬利用のための厩舎、馬場、乗馬コースを整備する。	新規
湿生植物園を中心とする植物園として整備する。	新規
バス乗降等の利便とともに、観光、救難、物資輸送等の利便に資するヘリポート機能を果たしうる広場として整備する。	新規
鳥海山観光の主要地である鳥の海周辺の利用拠点となるとともに、自然環境及び景観保全に配慮した園地として整備する。	新規
公園内集落である小野曾地区において、鳥海山観光の拠点となるとともに周辺環境の保全に配慮した園地として整備する。	新規
公園内集落である小野曾地区において、鳥海山観光の拠点となるとともに周辺環境の保全に配慮した宿舎として整備する。	新規
下屋敷地区の利用拠点となるとともに周辺環境の保全に配慮した園地として整備する。	新規
万助道線道路（歩道）利用者のための避難小屋として整備する。	新規
海岸部におけるオートキャンプ場等として整備する。	新規
史跡十六羅漢岩及び日本海の展望利用のための園地として、休憩所、園路、駐車場等を整備する。	新規
牛渡川整備及び小山崎、柴燈森遺跡の整備にあわせ、自然観察及び歴史探勝のための園地として整備する。	新規
二ノ滝渓谷における探勝利用及び二ノ滝口線における登山利用のための野営場として整備する。	新規
夏季の利用拠点となる園地として整備する。	新規
夏季のグリーンツーリズム及び冬季のスキー利用者のための駐車場として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表24：単独施設削除表)

番号	種 類	位 置
5	休憩所	秋田県由利郡象潟町 (鉾立)
6	園地	秋田県由利郡象潟町 (鉾立)
7	駐車場	秋田県由利郡象潟町 (鉾立)
11	園地	秋田県由利本荘市鳥海町猿倉 (湯ノ沢)
16	園地	秋田県由利本荘市矢島町 (花立)
17	園地	秋田県由利本荘市矢島町 (木境)
22	園地	秋田県由利郡象潟町小滝 (奈曾滝)
30	園地	秋田県由利本荘市 (奥山)
32	園地	秋田県由利本荘市矢島町 (木境)
37	博物展示施設	秋田県由利郡象潟町 (鉾立)
38	園地	秋田県由利本荘市矢島町 (祓川)
2	スキー場	山形県飽海郡遊佐町 (観音森)
4	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町 (清水)
5	野営場	山形県飽海郡遊佐町 (鳥の海)
6	展望施設	山形県飽海郡遊佐町 (鳥海山頂)
7	避難小屋	山形県飽海郡遊佐町 (仙ヶ洞)
9	スキー場	山形県飽海郡遊佐町 (滝の小屋)
11	野営場	山形県酒田市 (鶴間池)
12	スキー場	山形県酒田市 (大台野)
14	駐車場	山形県飽海郡遊佐町 (ソブ谷地)
19	宿舎	山形県酒田市 (飛島)
19	博物展示施設	山形県酒田市 (飛島)
19	展望施設	山形県酒田市 (飛島)
20	野営場	山形県飽海郡遊佐町 (吹浦)

告示年月日	理由
昭和46. 4. 17	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和46. 4. 17	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和46. 4. 17	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和46. 9. 4	湯ノ沢園地に統合するため削除する。
昭和46. 9. 4	木境園地に統合するため削除する。
昭和46. 9. 4	木境園地に統合するため削除する。
昭和46. 9. 4	奈曾滝園地に統合するため削除する。
昭和49. 6. 8	奥山園地に統合するため削除する。
昭和51. 8. 31	木境園地に統合するため削除する。
昭和60. 4. 30	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和62. 6. 2	祓川園地に統合するため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	今後整備される見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	公園区域外に同機能の施設が整備され、公園利用上の必要性が乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	公園区域外に同機能の施設が整備され、公園利用上の必要性が乏しいため削除する。
昭和40. 5. 7	公園区域外に同機能の施設が整備され、公園利用上の必要性が乏しいため削除する。
昭和53. 5. 29	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

番号	種 類	位 置
21	給水施設	山形県酒田市 (湯の台)
21	排水施設	山形県酒田市 (湯の台)
21	汚物処理施設	山形県酒田市 (湯の台)
21	野営場	山形県酒田市 (湯の台)
21	宿舎	山形県酒田市 (湯の台)
21	駐車場	山形県酒田市 (湯の台)
21	運動場	山形県酒田市 (湯の台)
21	園地	山形県酒田市 (湯の台)
21	博物展示施設	山形県酒田市 (湯の台)

告示年月日	理由
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
昭和58. 7.12	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
平成11. 4.20	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

(ウ) 道路(車道)

追加する車道は次の通りである。

(表25:道路(車道)追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
8	金俣三の俣線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (金俣・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (三の俣)	

整備方針	旧計画との関係
利用拠点である三の俣に到達する車道として整備する。	新規

次の車道を変更する。

(表26：道路(車道)変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
2	袈川線	起点 - 秋田県由利郡象潟町奈曾滝矢島町金沢 終点 - 秋田県由利郡烏海村湯ノ沢 終点 - 秋田県由利郡象潟町横岡中島台		昭和 38. 7. 24
3	百宅線	起点 - 秋田県由利郡象潟町法体の滝 終点 - 秋田県由利郡象潟町大倉滝	大倉滝	昭和 38. 7. 24
秋田 8	大清水線	起点 - 秋田県由利郡矢島事業区62林班 終点 - 秋田県由利郡矢島事業区59林班		昭和 46. 9. 4
山形 6	八幡百宅線	起点 - 山形県飽海郡八幡町大字升田 終点 - 山形県飽海郡八幡町大字升田(県境)		昭和 40. 5. 7
1	鉾立吹浦線	起点 - 秋田県由利郡象潟町奈曾滝 終点 - 山形県飽海郡遊佐町大字吹浦	鉾立 駒止	昭和 38. 7. 24
4	湯ノ台 滝ノ小屋線	起点 - 山形県飽海郡八幡町草津 終点 - 山形県飽海郡八幡町滝の小屋 終点 - 山形県飽海郡遊佐町杉沢 終点 - 山形県飽海郡八幡町升田	ソブ谷地	昭和 38. 7. 24

新規					理由
番号	路線名	区 間	主要 経過地	整備方針	
1	袈川線	起点 - 秋田県由利本荘市 (木境神社・国定公園境界) 起点 - 秋田県由利本荘市 (城内・国定公園境界) 起点 - 秋田県由利本荘市 (湯ノ沢・国定公園境界) 起点 - 秋田県にかほ市 (鳥越川橋・国定公園境界) 終点 - 秋田県由利本荘市 (袈川)	木境神社 駒の王子 善神池	鳥海山の東部における利用拠点である袈川へ到達する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	利用実態等を踏まえ、一部区間を追加する(歩道木境矢島線を車道として編入する)。
3	百宅線	起点 - 秋田県由利本荘市 (玉田溪谷・国定公園境界) 終点 - 山形県酒田市 (升田・国定公園境界)	大清水 県境	鳥海山の東麓において利用地点間を連絡する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	鳥海山東側の利用地点間を広域的に連絡するため、三つの車道を統合する。
4	鉾立吹浦線	起点 - 秋田県にかほ市 (奈首滝・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (横町・国定公園境界) 起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (十六羅漢・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (十六羅漢)	鉾立 大平 駒止	鳥海山の高山帯における利用拠点である鉾立及び大平へ到達する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	現状に合わせて終点の位置を変更する。
6	湯ノ台滝ノ小屋線	起点 - 山形県酒田市 (湯の台・国定公園境界) 起点 - 山形県酒田市 (升田・国定公園境界) 終点 - 山形県酒田市 (滝の小屋口)	湯ノ台温 泉 のぞき 数河ノ池	鳥海山の高山帯へ到達する車道として、また、沿線からの景観観賞を目的とする車道として整備する。	環境保全及び利用実態に鑑み、一部区間を削除する(削除する区間の一部は歩道蕨岡口鳳来山線の一部として整備する)。

(工) 道路(歩道)

追加する歩道は次の通りである。

(表27: 道路(歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
5	飛島八幡崎勝浦線	起点 - 山形県酒田市 (八幡崎・歩道分岐点) 終点 - 山形県酒田市 (勝浦港・歩道合流点)	高森
13	三の俣堅餅岩線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (三の俣) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (堅餅岩下・歩道合流点)	二ノ滝
14	蕨岡口鳳来山線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (駒止・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (鳳来山・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (かくれ山・歩道合流点)	峰拝 ソブ谷地 水ノミ沢

整備方針	旧計画との関係
飛島の台地を縦走する散策歩道として整備する。	新規
三の俣から二ノ滝を経て長坂鳥の海線に至る各歩道の連絡と山麓の自然探勝のための歩道として整備する。	新規
駒止から鳳来山に至る登山道として整備する。	新規

削除する歩道は次の通りである。

(表28：道路(歩道)削除表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
山形 5	鳥の海白糸滝線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町大字吹浦字鳥海山 終点 - 山形県飽海郡遊佐町大字吹浦字鳥海山 (県境)	御滝
秋田 5	木境矢島線	起点 - 秋田県由利郡矢島町木境神社 終点 - 秋田県由利郡矢島町谷地	

告示年月日	理由
昭和40. 5. 7	かつて修験道として利用されていたが、荒廃が進行し、歩行に高度な経験及び技能を要することから、計画歩道として適当ではなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。
昭和38. 7.24	利用実態を踏まえ、車道に振り替えるため削除する。

次の歩道を変更する。

(表29：道路(歩道)変更表)

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
7	東北自然歩道線	起点 - 秋田県にかほ市 (象潟島・国定公園境界) 終点 - 秋田県にかほ市 (象潟島・国定公園境界) 起点 - 秋田県にかほ市 (川袋・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (十里塚・国定公園境界)	九十九島一帯 向山 大須郷 小砂川 三崎公園 湯の田温泉 女鹿 十六羅漢 吹浦漁港 西浜	平成 2. 8.18
3	鉾立二ノ滝線	起点 - 秋田県にかほ市 (鉾立) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (岩野)	鳥の海	昭和38. 7.24
4	猿穴線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (上陣屋) 終点 - 秋田県にかほ市 (白糸滝) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (神子石)	観音森 猿穴	昭和38. 7.24
山形 9	飛島勝浦法木線	起点 - 山形県酒田市飛島字勝浦 終点 - 山形県酒田市飛島字法木		昭和40. 5. 7

新 規					理由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
1	東北自然 歩道線	起点 - 秋田県にかほ市 (象潟島・国定公園境界) 終点 - 秋田県にかほ市 (象潟島・国定公園境界) 起点 - 秋田県にかほ市 (川袋・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (吹浦・国定公園境界) 起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (西浜・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (十里塚・国定公園境界)	九十九島一 帯 向山 大須郷 小砂川 三崎公園 湯の田温泉 女鹿 十六羅漢 吹浦漁港 西浜	東北自然歩道 として整備す る。	現状に合わせ て起終点を整理 する。
2	鉾立二ノ 滝線	起点 - 秋田県にかほ市 (鉾立) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (御田ヶ原・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (岩野)	鳥の海	鉾立集団施設 地区から鳥の海 を経て二ノ滝へ 至る登山道とし て整備する。	現状に合わせ て起終点等を整 理する。
3	猿穴線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (上陣屋) 終点 - 秋田県にかほ市 (観音森) 終点 - 秋田県にかほ市 (白糸滝・歩道合流点) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (神子石)	観音森 猿穴	観音森、猿穴 一帯における自 然観察利用のため の探勝歩道とし て整備する。	現状に合わせ て起終点等を整 理する。
4	飛島法木 館岩線	起点 - 山形県酒田市 (法木) 終点 - 山形県酒田市 (館岩・歩道合流点)	四谷(展望 地)	飛島の照葉樹 林帯を縦貫する 自然観察のため の探勝歩道とし て整備をする。	利用実態等を 踏まえ、二つの 歩道に再編す る。
6	飛島高森 小松浜線	起点 - 山形県酒田市 (高森・歩道分岐点) 終点 - 山形県酒田市 (荒崎) 終点 - 山形県酒田市 (田ノ下海岸) 終点 - 山形県酒田市 (小松浜)	小物忌神社 テキ穴 荒崎	飛島の自然と 歴史を学ぶ探勝 歩道として整備 する。	

現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
山形 8	升田鳥海山線	起点 - 山形県飽海郡八幡町大字升田 終点 - 山形県飽海郡八幡町大字升田 終点 - 山形県飽海郡遊佐町大字吹浦 字鳥海山	鶴間池 千蛇谷	昭和40. 5. 7
2	鳳来山大蔵滝線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町湯の台鉱 泉 終点 - 秋田県由利郡鳥海村大蔵滝	鳳来山 河原宿 七高山	昭和38. 7.24
秋田 6	駐車場取付線	起点 - 秋田県由利本荘市 (祓川駐車場) 終点 - 秋田県由利本荘市 (祓川山荘)	祓川山荘	昭和38. 7.24
1	鳥の海竜ヶ原線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (大平) 終点 - 秋田県由利本荘市 (祓川山荘)	鳥の海 扇子森 大物忌神社	昭和38. 7.24
山形 3	月山森線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (河原宿) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (鳥の海竜ヶ原線合流点)	月山森 千畳ヶ原	昭和40. 5. 7
山形 6	長坂鳥の海線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町大字野沢 字長坂 終点 - 山形県飽海郡遊佐町大字吹浦 字鳥海山 終点 - 山形県飽海郡遊佐町大字白井 新田	天狗岩	昭和40. 5. 7

新 規					理由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
7	升田鳥海山線	起点 - 山形県酒田市 (荒木沢橋) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (行者岳・歩道合流点)	鶴間池	鶴間池を經由し鳥海山頂へ至る登山道として整備する。	荒廃が進行しており、歩行に高度な経験、技能を要し、公園道路としてふさわしくない一部区間を削除する。
8	鳳来山大蔵滝線	起点 - 山形県酒田市 (草津開拓) 起点 - 山形県酒田市 (滝の小屋口) 終点 - 秋田県由利本荘市 (百宅口) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (七五三掛・歩道合流点)	鳳来山河原宿 虫穴 大倉滝	湯の台集団施設地区及び滝の小屋口から行者岳を経て大清水に至る登山道として整備する。	現状に合わせて起終点等を整理する。
9	鳥の海竜ヶ原線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (大平) 終点 - 秋田県由利本荘市 (袈川)	鳥の海扇子森 大物忌神社 袈川山荘	大平から大物忌神社本社(鳥海山頂)を経て袈川に至る登山道として整備する。	利用実態等を踏まえ、二つの歩道を統合する。
10	月山森線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (河原宿) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (カレ沢・歩道合流点)	月山森 千畳ヶ原	河原宿から鉾立二ノ滝線に至る登山道として整備する。	現状に合わせて起終点等を整理する。
11	長坂鳥の海線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (長坂・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (御浜・歩道合流点)	天狗岩 笙ヶ岳	山ノ神から御浜に至る登山道として整備する。	現状に合わせて二つの歩道として整理する。
12	万助道線	起点 - 山形県飽海郡遊佐町 (臂曲・国定公園境界) 終点 - 山形県飽海郡遊佐町 (蛇岩流・歩道合流点)	万助平 仙人平	臂曲から万助平を経て鳥の海に至る登山道として整備する。	

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平20業複、第67号）